4　特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準

特定避難時間の下限値は、四五分間とすることとした。（第一一〇条第一号イ関係）

5　用途規制の適用除外に係る手続の合理化

法第四八条第一項から第七項までの規定のただし書の規定による許可をする場合において建築審査会の同意の取得を要しない日常生活に必要な建築物は、日用品の販売を主たる目的とする店舗で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの等とすることとした。（第一三〇条第二項関係）

6　建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、一部の規定を適用除外とすることとした。（第一四七条第二項関係）

7　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二五日）から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三一号）（厚生労働省）

次に掲げる物を劇物に指定することとした。（本則関係）

㈠　三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

㈡　シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

㈢　ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド〇・四パーセント以下を含有するものを除く。

㈣　二―（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジメチルアミノ）エタノール三・一パーセント以下を含有するものを除く。

㈤　トリクロロ（フエニル）シラン及びこれを含有する製剤

㈥　ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一一パーセント以下を含有するものを除く。

㈦　ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一一パーセント以下を含有するものを除く。

㈧　ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一一パーセント以下を含有するものを除く。

2　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（本則関係）

㈠　四―（二・二―ジシアノエテン―一―イル）フエニル＝二・四・五―トリクロロベンゼン―一―スルホナート及びこれを含有する製剤

㈡　二―（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート六・四パーセント以下を含有する製剤

㈢　水酸化リチウム一水和物〇・三パーセント以下を含有する製剤

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

法　律

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十八号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律

（航空法の一部改正）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の二」を「第九十九条」に改める。

第十三条の二第二項中「受けた設計」の下に「（次項の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）」を加える。

第十三条の三第一項中「前条第一項若しくは第三項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の三　型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。

第十三条の四　型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等をいう。）その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（耐空証明の有効期間）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「航空機」の下に「又は次条第一項の認定を受けた整備規程（同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。）により整備をする航空機」を加える。

第十四条の二第一項中「前条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「前条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる。

2　国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3　第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。